

平成十三年文部科学省令第十七号

文部科学省定員規則

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、文部科学省定員規則を次のように定める。

（本省及び各外局別の定員）

第一条 文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	一、八〇一人うち、一人は、特別職	の職員
スポーツ庁	一一一人	の職員
文化庁	二八九人	の職員
合計	二、二〇一人	

（本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各特別の機関別の定員）

第二条 本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各特別の機関別の定員は、前条に定める本省又は各外局別の定員の範囲内において、文部科学大臣が別に定める。

附 則 抄

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、平成十三年一月六日から施行する。

（この本部令の効力）

2 この本部令は、その施行の日に、文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）となるものとする。

（定員の特例）

4 第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、平成二十八年四月一日から同年九月三十日までの間においては、一、七九一人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

附 則 （平成一三年三月三〇日文部科学省令第五四号） 抄

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年四月一日文部科学省令第二三三号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

附 則 （平成一五年四月一日文部科学省令第三〇号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

附 則 （平成一六年四月一日文部科学省令第二六号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

附 則 （平成一七年四月一日文部科学省令第二八号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

附 則 （平成一八年三月三〇日文部科学省令第八号） 抄

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年四月一日文部科学省令第一六号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の文部科学省定員規則（次項において「新規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附 則 （平成二〇年四月一日文部科学省令第一四号） 抄

1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年二月二六日文部科学省令第三八号） 抄

1 この省令は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

附 則 （平成二二年三月三一日文部科学省令第八号） 抄

1 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成二二年四月一日文部科学省令第二二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年四月一日文部科学省令第二二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二四年四月六日文部科学省令第一九号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の文部科学省定員規則（次項及び

附則第三項において「新令」という。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則 （平成二四年七月二二日文部科学省令第三〇号） 抄

1 この省令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二四年九月二四日文部科学省令第三二号） 抄

1 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則 （平成二五年三月二九日文部科学省令第一〇号） 抄

1 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附 則 （平成二五年五月二六日文部科学省令第一八号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の文部科学省定員規則（次項において「新令」という。）の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則 （平成二六年二月二三日文部科学省令第六号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年三月二六日文部科学省令第二二号） 抄

1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年四月一〇日文部科学省令第二二号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の文部科学省定員規則（次項において「新令」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則 （平成二七年九月三〇日文部科学省令第三二号） 抄

1 この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年十二月二五日文部科学省令第三七号） 抄

1 この省令は、平成二八年一月一日から施行する。

附 則 （平成二八年三月三〇日文部科学省令第一五号） 抄

1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月三一日文部科学省令第一六号） 抄

1 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年三月三〇日文部科学省令第一六号） 抄

1 この省令は平成三十年四月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年二月二七日文部科学省令第三六号） 抄

1 この省令は平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日文部科学省令第一〇号） 抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月三一日文部科学省令第一三三号） 抄

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三一日文部科学省令第二〇号） 抄

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年八月三一日文部科学省令第四〇号） 抄

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和四年三月二五日文部科学省令第九号） 抄

1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年三月三〇日文部科学省令第一三三号） 抄

1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日文部科学省令第一五号） 抄

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。